平成２６年（フ）第３８７号
福岡市博多区祇園町６番45―801号
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９２号
福岡県宗像市稲元２丁目14番10―202号
債務者　中村　岩夫
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０２号
福岡県大野城市平野台４丁目23番12号
債務者　南　久美子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４１５号
福岡県糸島市前原南１丁目４番８号207
債務者　森田　祐作
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２１号
福岡市早良区小田部７丁目４番１―305号
債務者　城戸ひろみ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２３号
福岡市早良区小田部３丁目13番27―301号
債務者　石津しのぶ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４８号
福岡県太宰府市三条１―４―１養護老人ホーム双葉、住民票上の住所福岡市城南区南片江６丁目22番４号
債務者　田中美津子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５９号
福岡県宗像市東郷５丁目２番24号
債務者　岡田　義博
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６号
佐賀県鹿島市大字高津原483番地　森崎アパート３号
債務者　中村　真一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１０４号
静岡県浜松市中区寺島町17番地　フレクション浜松229
債務者　藤本　崇志
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
東京都国分寺市西元町２丁目17番13号国分寺荘
債務者　青木　基祐
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１０号
神奈川県藤沢市本藤沢２丁目２番11号
債務者　峯尾利惠子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２７号
横浜市栄区長沼町326番地　第１長沼ハイツ204号
債務者　藁谷　妙子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９４号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉219号
債務者　細川　義和
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７号
東京都町田市真光寺町105番地５
債務者　野崎　具彦
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
釧路市駒場町11番173号　Ｓ―７―173
債務者　関尾　　弘
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時30分
釧路地方裁判所